

別表第1（規則第5条第1項関係）

	行為の区分	規模	
1. 建築物（法第16条第1項第1号）	（1）新築・移転	高さ10mかつ延べ床面積1,000㎡	
	（2）増築・改築	増築・改築後の規模が、（1）に規定する規模 ただし、増改築前の規模がすでに（1）の規模を超え、 増改築する建築面積が10㎡以下の場合の対象外	
	（3）外観の修繕、 変更	（1）に規定する規模	
2. 工作物（法第16条第1項第2号）	（1）新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模	
		ア. 柵、垣、門、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5m
		イ. 鉄筋コンクリート造柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	高さ10m（建築物と一体となって設置されている場合は、地盤面から工作物の上端までの高さが10m）
		ウ. 風力発電設備	
		エ. 煙突その他これらに類する工作物	
		オ. 物見塔その他これらに類する工作物	
		カ. 彫刻、記念碑その他これらに類する工作物	
		キ. 自動車車庫等の用に供する立体施設その他これらに類する工作物	
		ク. アスファルトプラント等製造施設その他これらに類する工作物	
		ケ. 石油、ガス、穀物、飼料等処理施設その他これらに類する工作物	
		コ. 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する工作物	
	カ. 太陽電池発電設備その他これらに類する工作物	高さ5mかつ建造面積1,000㎡	
（2）外観の修繕、 変更	（1）に規定する規模		

3. 法第16条第1項第3号に規定する行為		面積3,000㎡
4. 法第16条第1項第4号に規定する行為	(1) 樹木の伐採	面積3,000㎡
	(2) 土石・資材・その他の堆積	堆積期間が60日または、堆積物の高さ3mかつ土地面積1,000㎡

※備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

別表第2（規則第4条第2項関係）

行為	図書の種類
建築物の新築等又は工作物の新設等	位置図・配置図・平面図・立面図・その他町長が必要と認める図書
法第16条第1項第3号に規定する行為及び法第16条第1項第4号に規定する行為	位置図・平面図・現況写真・その他町長が必要と認める図書